

住宅も壊した時にはゴミです

住宅の解体工事には『分別解体の届出』が必要です。

「建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律」のご案内

この法律はなぜ制定されたのか？(法律制定の背景)

建設廃棄物は、年間約8000万tも発生しています。これは、産業活動で発生しているゴミの約2割、家庭ゴミの約1.5倍もの量にのぼっています。この専門廃棄物の処理をめぐる不法投棄や最終処分場の不足など様々な問題が発生しています。このため、建物を解体する業者に建設廃棄物を分別しながら解体し、これをリサイクルすることが義務付けられました。

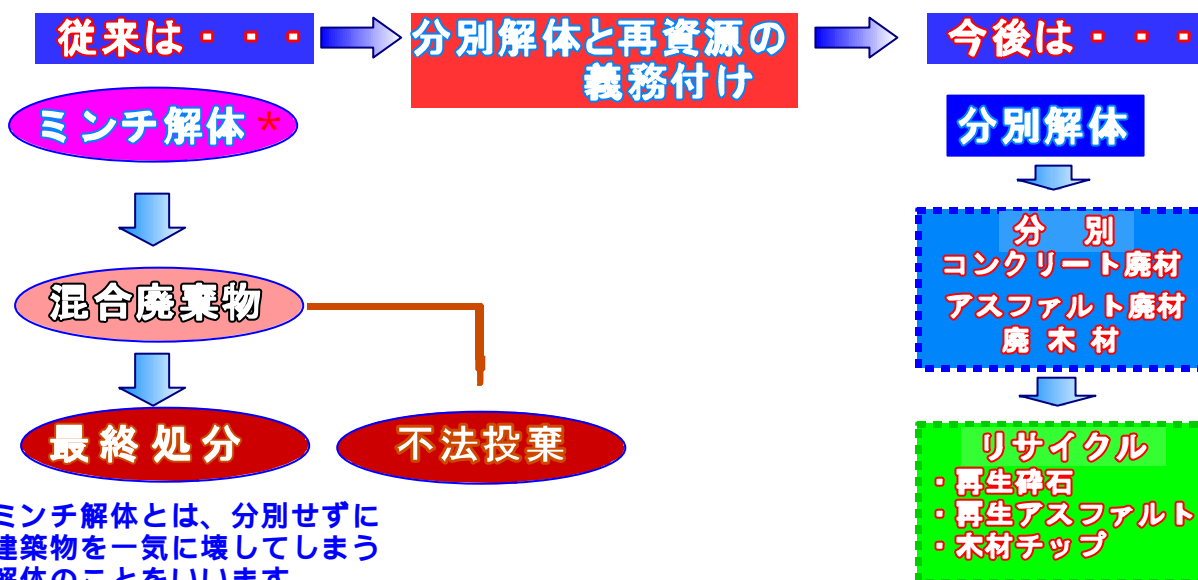
ミンチ解体した後にリサイクルや埋立処分に金がかかるからといって不法投棄しては、私たちの環境が壊されてしまう。

区分	最終処分量(万t)	残存容量万m3	残余年数(年)
首都圏	1923	1405	0.7
近畿圏	985	3178	3.2
全国	6700	21004	3.1

最終処分場が逼迫

(平成10年4月1現在)

これからの建物解体はこうなります！

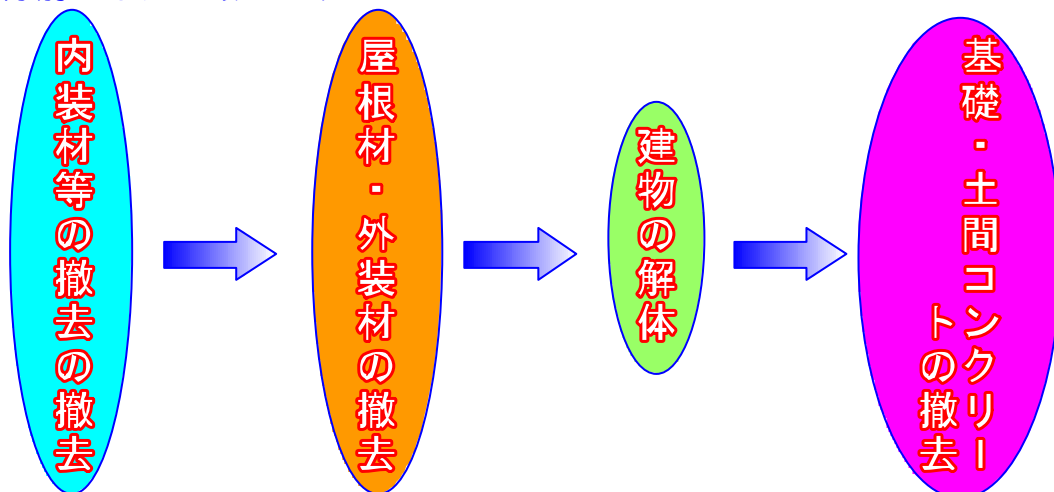


*ミンチ解体とは、分別せずに建築物を一気に壊してしまう解体のことをいいます

*平成14年から義務づけられます(予定)

分別解体の手順

建築物の本体を解体する前に、内装材や外装材等を撤去し、その後、本体の木材やコンクリートを分別しながら壊します



分別解体・再資源化における家主の役割

家主には以下のような役割があります

家荷にかかる義務（下図参照：平成14年春から義務付けられます）

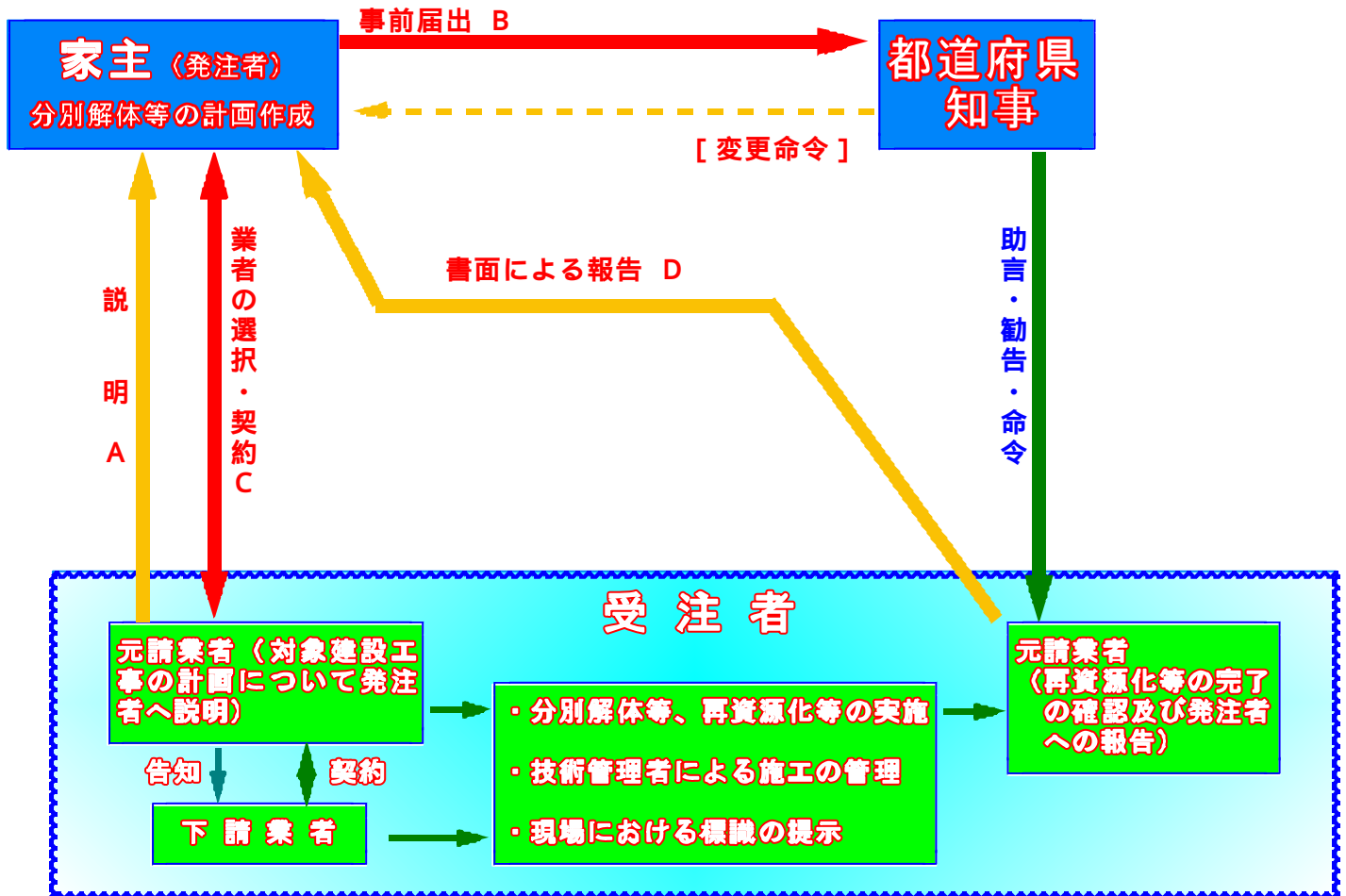
- A 分別解体等の計画の内容について元請業者からきちんと説明を受けます。
- B 分別解体等の計画を内容とする解体工事届出を都道府県知事に提出します。
- C 契約にあたって、分別解体等の費用を明記しその費用をきちんと支払います。
- D 元請業者から再資源化等の完了報告を受け、きちんとリサイクルされたかチェックします。

解体工事を行う業者の選定

- ・分別解体等の計画作成がきちんとできる業者を選定することが重要です。
 - ・建設業許可業者か解体工事登録業者のどちらかに工事を発注します。
- 建物を修繕しながら使うことのできる建物の寿命を延ばし、解体する際の搬出を抑制します。
- 建てる前から、解体するときのことを想定して、リサイクルしやすい建築構造や材料選定を建設業者等と一緒に考えます。

分別解体・再資源化の発注から実施へ

注)届出義務違反、変更命令違反には、家主に罰金お伴う罰則が適用されます。



“家主のみなさんへ”

建築物の解体廃棄物を減らす為、分別解体と再資源化をして、新しく住宅を建てる時には壊す時のことも考えて、地球に優しい工事をお願いします。